

岡山県 地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成29年11月1日現在における岡山県全市町村（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町）の行政区域とする。概ねの面積は、71万ha程度（岡山県面積）である。

本区域は、自然公園法に規定する自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）、岡山県自然保護条例に規定する岡山県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の一部区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。



なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などを計画しており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画との整合を図るものである。

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

岡山県は、降水量1mm未満の日数が全国第1位（※1）で、温暖な気候に恵まれた「晴れの国」である。三大河川（吉井川、旭川、高梁川）からもたらされる水資源が豊富であり、緑豊かな中国山地や多島美で彩られた瀬戸内海が広がるなど、多様な自然環境にも恵まれている。また、過去約90年間において震度4以上の地震観測回数が全国で3番目に少ない（※2）など、自然災害が少ない地域である。

※1 気象庁 全国気候表（昭和56年～平成22年（30年間）の平年値）

※2 気象庁 震度データベース検索（大正12～平成28年）

② インフラの整備状況

交通インフラでは、東西2本の高速道路（山陽自動車道、中国縦貫自動車道）と日本海から瀬戸内海を経て太平洋に至る高速道路（中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道）が県内2か所で交差する日本でも有数のクロスポイントとなっており、高速道路2時間圏域人口は1,600万人に達する。また、関西、九州、四国、山陰への8路線が交わる鉄道網、国際拠点港湾である水島港や、ソウル、上海にデイリー運航されるなど地方管理空港としては多くの国際線が就航する岡山空港など、交通基盤が充実した地域であり、世界を視野に入れた陸海空の交通網の結節点となっている。

③ 産業構造

本県では、豊富な地域資源を生かして様々な地場産業が生まれ育ってきた。江戸時代に干拓地等での綿花栽培から発展を遂げた「繊維」、ろう石を原料として製造が始まった「耐火物」、干拓地での大規模農業から生まれた「農業機械」、繊維製品の地下足袋から発展した「ゴム製品」などの地場産業は、現在の本県ものづくりの源流をなしている。

第二次世界大戦後の高度経済成長期に本県産業は大きな変革期を迎えた。昭和28年から倉敷市水島地区で港湾整備と工業用地の造成が開始され、熱心な誘致活動により、昭和30年代には鉄鋼・化学・石油精製などの巨大工場が相次いで立地し、水島臨海工業地帯が形成され、この時期を境に本県は農業県から工業県へと変貌を遂げた。

このような歴史的背景の中で、現在では、日本を代表する水島臨海工業地帯を中心に鉄鋼・自

動車・化学・石油精製・造船など我が国を代表する企業が立地し、周辺の県南地域には、金属製品製造業や自動車部品製造業、農業用機械器具製造業、一般機械器具製造業、ゴム製品製造業、電子部品・デバイス製造業などの大規模工場が立地している。更に、県南西地域では、電子部品・デバイス製造業、ゴム製品製造業、食品トレイなどのプラスチック製品製造業で有力企業が立地し、県北地域には、津山地区のステンレス加工に関連する企業や、津山・勝央地区を中心に県外企業の大規模工場が多数立地しているほか、電子部品・デバイス製造業などの集積も見られるところである。

また、伝統ある地場産業として、繊維産業、繊維製品製造業、耐火物製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業、石灰工業、食品・バイオ関連なども地域経済を支えるなど、県内各地域に特色ある産業が存在している。

以上のように本県には、多様な産業が集積し、独自の製品・技術で全国的に著名な企業が数多く存在していることから、県内総生産額に占める製造業の割合も全国平均に比べて7%高く、「ものづくり」産業が最大の特長となっている。

一方、農林水産分野においては、明治以降、品種の育成や高品質生産技術の開発が進められた白桃やマスカットなどの付加価値の高い果物や黒大豆生産等の農業、日本三名^{つと}蔓（蔓：優れた資質を持つ和牛の系統）である「竹の谷蔓」を基に作出された和牛やジャージー牛、黒豚等の畜産業、豊かな瀬戸内海がもたらすカキやノリなどの漁業、全国有数の生産量を誇るヒノキなどの林業が盛んに行われてきた。また、首都圏や関西圏に加え、香港・台湾等の海外市場にも、白桃、ぶどう等の高品質な農林水産物の販路が拡大するとともに、全国初のCLT（直交集成板）の量産工場が稼働するなどの取組が始まっている。

また、交通アクセスの良さなどにより、観光分野においては観光入込客数が約1,740万人で3年連続の増加となり、域内消費が増加している。加えて、物流分野では、普通倉庫所管面積が中四国地方でトップとなるなど、大型物流拠点の整備が相次いでいる。

④ 人口分布の状況等

本県の人口は、平成17年の1,957千人をピークに減少傾向が続いており、平成27年10月1日現在の人口（国勢調査確定値）は1,922千人となっている。

人口が最も多いのは岡山市の719,474人であり県人口の約37%を占めている。以下、倉敷市、津山市、総社市、玉野市、笠岡市、真庭市、赤磐市、井原市、瀬戸内市の順となっており、県南部で人口集積が見られ、県北部の中山間地域では過疎化が進んでいる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当地域は、従業者数の約21%、付加価値額の約30%を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。ものづくり分野での高い基盤技術力を有する企業が集積していることを背景に、バランスのとれた企業誘致施策と地域産業振興施策を車の両輪として進める。イノベーションや差別化により新製品・新サービスを地域から生み出し、付加価値額を地域に分配することにより地域全体の生産性を向上させ、質の高い雇用の創出を図る。

また、これらの生産性向上や質の高い雇用の創出が、促進区域内の他の産業にも高い経済波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が促進区域内事業者との取引増や雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件当たり平均1.1億円(※1)の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を70件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍(※2)の経済波及効果を与え、促進区域で100億円の付加価値を創出することを目指す。100億円は、促進区域での製造業関連産業等の付加価値額(2兆5,590億円)の約0.4%に相当する。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額及び承認事業件数を設定する。

※1 全産業の1事業所当たり平均付加価値額に、製造業、農林漁業、情報通信業、運輸業・郵便業、教育・学習支援業及び医療・福祉業等の1事業所当たり平均付加価値額を加えたもの(総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査(平成24年))

※2 逆行列係数 $[I-(I-M)A]^{-1}$ (岡山県産業連関表(平成23年))

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	増 加 率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	10,000 百万円	—

【任意記載のKPI】

	現 状	計画終了後	増 加 率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	1.1億円	—
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	70件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,767万円(本県の1事業所当たり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で7%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

なお、上記要件の(2)、(3)については、地域経済牽引事業の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字または字の区域とする。概ねの面積は430haである。(設定する区域は、平成29年9月1日現在における大字または字により表示したものである。)

番号	区域名称	市町村名	大字または字	面積 (ha)
①	水島港玉島地区 (玉島ハーバーアイランド)	倉敷市	玉島乙島	88.7
②	船穂産業団地(第2期)	倉敷市	船穂町船穂	2.0
③	久米産業団地	津山市	くめ	38.2
④	津山産業・流通センター	津山市 鏡野町	戸島、上田邑、下田邑 布原、沖	54.6
⑤	笠岡港(港町地区)工業用地	笠岡市	港町	28.9
⑥	茂平工業団地	笠岡市	茂平、西茂平	48.8
⑦	笠岡中央内陸工業団地	笠岡市	みの越	15.2
⑧	有漢団地	高梁市	有漢町有漢	1.5
⑨	長良産業用地開発計画区域	総社市	長良	5.3
⑩	日生町浜山干拓地	備前市	日生町寒河	1.1
⑪	香登本団地	備前市	香登本	1.1
⑫	畠田・香登西団地	備前市	香登西、畠田	2.5
⑬	友延用地	備前市	友延	5.0
⑭	豆田工業団地	瀬戸内市	邑久町福元	6.5
⑮	真庭産業団地	真庭市	中原、目木、上河内	34.0
⑯	作東産業団地	美作市	竹田、上福原	34.0

する法律に規定する鳥獣保護区は、本重点促進区域には存在しない。

(2) 区域設定の理由

地域経済牽引事業の促進に当たり、工場立地法の特例措置を活用する可能性があることから、産業団地及び造成計画がある産業団地等を重点促進区域として設定することとする。

⑨長良産業用地開発計画区域、⑫西阿曾産業用地開発計画区域、⑬九幡工業団地地区及び⑭御津高津地区については、土地利用調整を行う必要が生じた場合、関係部局との調整や関係する計画等との整合等を図る。

① 重点促進区域（水島港玉島地区（玉島ハーバーアイランド））

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 88.7ha である。

本区域は、倉敷市南部に位置し、背後には水島臨海工業地帯を擁する。山陽自動車道玉島インターチェンジまで 11km と良好なアクセスを有する。また、国際拠点港湾である水島港は、中四国の広域交通網のクロスポイントに位置することから、西日本各地へのアクセスがよく、物資の配送・集荷の面での効率性に優れている。水深 12m 岸壁を有する国際コンテナターミナルの整備とあいまって、国際海上輸送網の拠点港としての重要性が高い。更に、区域内には、成長ものづくり分野や物流業、環境産業を中心として企業集積が進んでいる。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設（道路、電気、ガス、水道等）は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

・都市計画における記載

「倉敷市都市計画マスタープラン」における位置付けは、目標として「県内だけでなく中四国の広域的な物流拠点として、国際コンテナターミナルなどの流通機能の整備・強化を図るとともに、製造業や環境産業など新たな生産機能の立地促進などを図ります。」としている。

② 重点促進区域（船穂産業団地（第 2 期））

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 16.0ha である。

本区域は、倉敷市西部に位置し、山陽自動車道玉島インターチェンジまで 3 km と良好なアクセスを有し、今後、工業団地として民間による開発で整備し、工場の建設を行う区域である。このため、地区計画を定め、公共施設の整備、建築物の規制、誘導を行い、適正かつ合理的な土地利用を図り、工業団地としての良好な環境を形成し保持することを目標としている。現在、流通区域を造成中である。また、水島臨海工業地帯に近く、隣接する既存産業団地（第 1 期）には精密板金加工企業や自動車部品製造企業などが立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

なお、本区域は農用地を含むが、農用地区域及び市街化調整区域は含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「岡山県南広域都市計画地区計画」では、土地利用の方針として「工場と流通機能を適正に配置し、周辺環境に配慮しながら、調和のとれた地域づくりを進める。」としている。

「倉敷市都市計画マスタープラン」における位置付けは、まちづくり方針として「玉島インターチェンジに近接する地区の好立地条件を活かし、地区計画に基づいて工場、流通施設などの立地促進を図る。」としている。

③ 重点促進区域（久米産業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 38.2ha である。

本区域は、津山市南西部に位置し、中国縦貫自動車道院庄インターチェンジまで 2km と良好なアクセスを有する。また、精密関連の製造業や運輸業などの企業が集積している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「津山市都市計画マスタープラン」における位置付けは、まちづくり方針として「立地企業のニーズに合わせた用地提供に努め、優良企業の立地を促進します。」としている。

④ 重点促進区域（津山産業・流通センター）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 54.6ha である。

本区域は、津山市の南西部、鏡野町南部に位置し、中国縦貫自動車道院庄インターチェンジまで 2km と良好なアクセスを有する。また、精密関連やステンレス加工、食品関連等の製造業や運輸業などの企業が多く集積している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「津山市都市計画マスタープラン」における位置付けは、まちづくり方針として「本市の工業生産の中核として、流通業務機能や工業機能の集積強化を図ります。」としている。

⑤ 重点促進区域（笠岡港（港町地区）工業用地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 28.9ha である。

本区域は、笠岡市南部に位置し、広島県備後地区に隣接する。山陽自動車道笠岡インターチェンジまで10km、福山東インターチェンジまで13kmと良好なアクセスを有する。また、笠岡港を利用して原材料又は製品を搬入出する製造業などの企業が集積している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「笠岡市都市計画マスタープラン」における位置付けは、土地利用の方針として「企業誘致による工業系施設の立地誘導を図るとともに、生産環境の充実に努めます。」としている。

⑥ 重点促進区域（茂平工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は48.8haである。

本区域は、笠岡市南部に位置し、広島県備後地区に隣接する。山陽自動車道笠岡インターチェンジまで10km、福山東インターチェンジまで15kmと良好なアクセスを有する。また、自動車関連等の製造業や運輸業が集積している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「笠岡市都市計画マスタープラン」における位置付けは、土地利用の方針として「道路等の基盤整備を進めるとともに、緩衝帯の配置等周辺の住環境や景観への配慮を誘導します。」としている。

⑦ 重点促進区域（笠岡中央内陸工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は15.2haである。

本区域は、笠岡市中部に位置し、山陽自動車道笠岡インターチェンジまで1.5kmと良好なアクセスを有する。また、工具製造等の製造業などの企業が集積している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「笠岡市都市計画マスタープラン」における位置付けは、土地利用の方針として「内陸工業団地に立地する企業の操業環境の充実に図るとともに、笠岡ICに隣接する交通立地を活用した産業の振興を図ります。」としている。

⑧ 重点促進区域（有漢団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 1.5ha である。

本区域は、高梁市北東部に位置し、中国横断自動車道岡山米子線有漢インターチェンジまで 4km と良好なアクセスを有することから、重点促進区域に設定する。

産業団地として造成中であり、公共施設は整備中である。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載

当区域は、高梁都市計画区域の区域外である。

⑨ 重点促進区域（長良産業用地開発計画区域）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 5.3ha である。

本区域は、総社市東部に位置し、中国横断自動車道岡山米子線岡山総社インターチェンジまで 1.5km と良好なアクセスを有する。未造成であるが、周辺には物流関連企業が立地している。また、付近には岡山県立大学があり、共同研究等も進めやすい環境にある。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は未整備である。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域である。また、農用地区域は含まない。

本区域は、農用地及び市街化調整区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載

「総社市都市計画マスタープラン」における位置付けは、地域づくりの方針として「岡山総社インターチェンジ周辺の長良地区、赤浜地区の既存の工業地、流通施設集積地及びその周辺は、工業・流通ゾーンと位置付け、広域交通ネットワークを活かして生産や物流の拠点施設の配置を進めていきます。」としている。

- ・農業振興地域整備計画における記載

「総社農業振興地域整備計画」において、「農業従事者の安定的な所得を確保するために、優良農地を確保しつつも、本市の地理的優位性を生かした企業誘致や商業、観光等の産業振興による農業従事者の安定的就業、良好な雇用の場を確保していく。また、既存企業等の事業拡大に対しても配慮することとする。」と記載されている。

⑩ 重点促進区域（日生町浜山干拓地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積(分譲用地面積)は1.1haである。

本区域は、備前市の南部に位置し、山陽自動車道備前インターチェンジまで15km、赤穂インターチェンジまで12kmと良好なアクセスを有する。また、家具製造業などの企業が立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「備前市都市計画マスタープラン」における位置づけは、まちづくりの方針として「浜山千拓地では、工業系の土地利用を図り、県との連携による企業誘致を推進します。」としている。

⑪ 重点促進区域（香登本団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は1.1haである。

本区域は、備前市南西部に位置し、山陽自動車道と気インターチェンジまで11kmと良好なアクセスを有する。また、周辺には自動車関連企業などが立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「備前市都市計画マスタープラン」における位置付けは、まちづくりの方針として「香登地区のJR赤穂線南側を地域振興拠点と位置付け、今後も工業系の土地利用を維持します。」としている。

⑫ 重点促進区域（畠田・香登西団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は2.5haである。

本区域は、備前市南西部に位置し、山陽自動車道と気インターチェンジまで11kmと良好なアクセスを有する。また、農村産業法に基づく産業導入地区である本区域の周辺には自動車関連企業などが立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

⑪に同じ

⑬ 重点促進区域（友延用地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 5.0ha である。

本区域は、備前市南西部に位置し、山陽自動車道備前インターチェンジまで 6km と良好なアクセスを有する。また、周辺には物流関連企業などが立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「備前市都市計画マスタープラン」における位置付けは、まちづくりの方針として「片上湾一帯の工業地では、(中略)本市の産業拠点として、今後も工業系の土地利用を維持します。」としている。

⑭ 重点促進区域 (豆田工業団地)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 6.5ha である。

本区域は、瀬戸内市西部に位置し、山陽自動車道山陽インターチェンジまで 12km と良好なアクセスを有する。また、農村産業法に基づく産業導入地区である本区域の周辺には自動車部品製造関連企業などが立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

産業団地として造成中であり、公共施設は整備中である。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

瀬戸内市は、全域都市計画区域外であり、市街化区域、市街化調整区域、用途地域など、都市計画法に基づく区域、地域及び地区はない。

⑮ 重点促進区域 (真庭産業団地)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 34.0ha である。

本区域は、真庭市の南東部に位置し、山陽と山陰を結ぶ中国横断自動車道岡山米子線久世インターチェンジに隣接している。また、精密関連の製造業や木質系バイオマス関連などの企業が集積している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「真庭市都市計画マスタープラン」における位置付けは、土地利用の基本方針として「今後、適切な土地利用配置に向け、用途の指定や地区計画などの活用を図ります。」としている。

⑯ 重点促進区域（作東産業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 34.0ha である。

本区域は、美作市南東部に位置し、中国縦貫自動車道作東インターチェンジまで 1.8km と良好なアクセスを有する。また、精密関連や自動車関連等の製造業や運輸業などの企業が立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

・都市計画における記載

「美作都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岡山県都市計画区域マスタープラン）」における位置付けは、都市づくりの方針として「雇用の場の確保や地域経済の活性化のため、高速道路 I C や整備の進む美作岡山道路など利便性の高い交通環境を生かしつつ、既存工業団地等への企業誘致を図る。」としている。

また、「美作市都市計画マスタープラン」では、対象区域外としている。

⑰ 重点促進区域（宮原産業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 0.8ha である。

本区域は、美作市東部に位置し、中国縦貫自動車道作東インターチェンジまで 12km、佐用インターチェンジまで 11km と良好なアクセスを有することから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

⑯に同じ

⑱ 重点促進区域（桃山産業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積（分譲用地面積）は 1.4ha である。

本区域は、美作市東部に位置し、中国縦貫自動車道作東インターチェンジまで 12km、佐用インターチェンジまで 11km と良好なアクセスを有することから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

（関連計画における記載等）

⑯に同じ

⑲ 重点促進区域（真加部産業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 3.8ha である。

本区域は、美作市西部に位置し、中国縦貫自動車道美作インターチェンジまで 9km と良好なアクセスを有する。また、精密関連企業が立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

⑩に同じ

⑳ 重点促進区域 (英田地域)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 0.7ha である。

本区域は、美作市南部に位置し、高規格道路美作岡山道路英田インターチェンジ予定地まで 5.8km と良好なアクセスを有する。また、未造成であるが、周辺に精密関連の製造業が 3 社立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地であるが、農用地区域及び市街化調整区域を含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「美作市都市計画マスタープラン」では、対象区域外としている。

・農業振興地域整備計画における記載

「美作市農業振興地域整備計画」では、農用地区域から除外されている。

㉑ 重点促進区域 (吉備高原都市産業区)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積(分譲用地面積)は 14.5ha である。

本区域は、吉備中央町の中央部に位置し、中国横断自動車道岡山米子線賀陽インターチェンジまで 10km と良好なアクセスを有する。また、自動車関連企業が立地している。以上のことから、重点促進区域に設定する。

公共施設は整備済みである。なお、本区域は農用地及び市街化調整区域を含まない。また、農用地区域も含まない。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「吉備高原都市計画区域」では、準工業地域としている。なお、市街化区域、市街化調整区域は定められていない。

㉒ 重点促進区域 (西阿曾産業用地開発計画区域)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積（分譲用地面積）は16.5 haである。

本区域は、総社市東部に位置し、中国横断自動車道岡山米子線岡山総社インターチェンジまで2 kmと良好なアクセスを有する。ほとんどが未造成であるが、周辺には、物流関連企業が立地している。また、付近には岡山県立大学があり、共同研究等も進めやすい環境にある。

なお、総社市内には4つの工業団地があるが、全区域において分譲が完了しており、未活用の産業用地や遊休地が存在しておらず、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地も存在しない。また、総社市総面積の約4%の市街化区域内の土地は、人口流入が続いている中、住居系での利用が活発化していることから企業立地適地が確保できない状況にある。

以上のことから、本区域を重点促進区域に設定する。

公共施設については、既に宅地化された区域は上水道利用可能区域に入っている。

また、本区域は農用地区域及び市街化調整区域が含まれるため、「9地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「総社市都市計画マスタープラン」における位置づけは、「阿曾地区の一般県道総社足守線沿道は工業・流通ゾーン（検討地区）と位置付け、地域社会との調和や環境保全等に配慮した工業・流通施設の配置を検討します。」としている。

・農業振興地域整備計画における記載

「総社農業振興地域整備計画」において、「農業従事者の安定的な所得を確保するために、優良農地を確保しつつも、本市の地理的優位性を生かした企業誘致や商業、観光等の産業振興による農業従事者の安定的就業、良好な雇用の場を確保していく。また、既存企業等の事業拡大に対しても配慮することとする。」と記載されている。

② 重点促進区域（九幡工業団地地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は21.8 haである。

本区域は、岡山市の東部に位置し、国道2号バイパス及び岡山ブルーライン君津インターチェンジまで5 kmと中四国の広域交通に良好なアクセスを有する。また、本区域内の九幡工業団地には農業機械などの製造業や食品関連製造業などの企業が集積していることから、重点促進区域に設定する。

なお、市内の工業団地には未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、市街化区域については、住宅地の形成や商業施設等の立地が進んでおり、工場等の立地に適した遊休地等もなく、工業用地を確保することは困難である。

公共施設は整備済みである。

農用地区域及び市街化調整区域は本区域の南西部に位置し、概ね0.5ha程度含まれている。

また、本区域は農用地区域及び市街化調整区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「岡山市都市計画マスタープラン」において、九幡工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

・農業振興地域整備計画における記載

「岡山農業振興地域整備計画」において、「本市では、他産業が発達し、農家の大部分が他の産業との兼業をしているため、産業の一層の発展を促進し、雇用の確保と拡大に努める。」としている。

④ 重点促進区域（御津高津地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 5.4 ha である。

本区域は、岡山市の北部に位置し、山陽自動車道岡山インターチェンジまで 11km、岡山空港まで 6 km と広域交通に良好なアクセスを有する。また、本区域に隣接する御津工業団地には自動車部品、ゴム製品等の製造業、運輸業などの企業が集積していることから、重点促進区域に設定する。

なお、市内の工業団地には未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、市街化区域については、住宅地の形成や商業施設等の立地が進んでおり、工場等の立地に適した遊休地等もなく、産業用地を確保することは困難である。

公共施設については、既に宅地化された区域は上水道利用可能区域に入っている。

本区域は、大部分が農用地区域であり、概ね 4.6ha 程度含まれている。

また、本区域は農用地区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

・都市計画における記載

「岡山市都市計画マスタープラン」において、御津工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

・農業振興地域整備計画における記載

「御津農業振興地域整備計画」において、「自然・生活環境の保全を基調とした企業誘致などを促進し、兼業農家に安定した就業の機会を与え、自然と生活区域の環境に留意しな

がら、調和のある産業振興を図る。」としている。

- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
上記の重点促進区域を工場立地特例対象区域とする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 岡山県の自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 岡山県の繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、C L T等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 岡山県の岡山後楽園、倉敷美観地区、大山隠岐国立公園蒜山高原等の観光資源を活用した観光分野
- ④ 岡山県の白桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑤ 岡山県の大学等の I T 人材を活用した第 4 次産業革命分野
- ⑥ 岡山県の地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦ 岡山県の医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野
- ⑧ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野
- ⑨ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野
- ⑩ 岡山県の豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ① 岡山県の自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県は、製造品出荷額等が 8.2 兆円で、西日本第 7 位のものづくり県である。水島臨海工業地帯には、石油、化学、鉄鋼と並ぶ主要産業である輸送用機械器具製造業が立地しており、とりわけ、三菱自動車工業（株）の国内最大の生産拠点である水島製作所が存在する。当該製作所においてはプレスから最終組立までの全行程作業が存在する一貫生産工程により自動車生産（生産実績 310 千台（※ 1））を行っており、関連部品サプライヤーが、倉敷市、総社市等の水島臨海工業地帯周辺を中心に 505 社（※ 2）と多く集積している。また、大型船舶用エンジンで国内トップシェアを持つ三井造船（株）への関連部品サプライヤーが、玉野市、岡山市等に 104 社（※ 3）集積している。航空機関連部品製造業については、国内初となる能力 5 万トン級の最新鋭大型鍛造プレスを導入し、航空機向けを中心に、国内では不可能であった大型鍛造品の製造を行う日本エアロフォージ（株）が立地するとともに、切削等機械加工・組み付けなどの高度な技術を有する会員企業 27 社で構成される連携体組織「ウイングウィン岡山」が、航空機部品の生産受注を目指し、共同受注へとつながる活動に取り組んでいる。全製造業

のうち、輸送用機械器具製造業の割合は、従業者数で14.1%、製造品出荷額等で13.7%を占めている。そして、従業員数は19,930人で西日本第9位、製造品出荷額は919,784百万円で西日本第10位、付加価値額は57,348百万円で西日本第10位である。

また、電気機械器具・電子部品等製造業については、津山市、井原市、瀬戸内市等での立地企業を中心に国内外へ高品質な製品を供給しており、全製造業での従業者数、製造品出荷額等のそれぞれ8.2%、5.4%を占める。そして、電子部品・デバイス・電子回路製造業製造業の製造品出荷額は340,715百万円で西日本第7位である。

また、事業所数の8.7%を占め、付加価値額は91,744百万円で中四国地方第2位である生産用機械器具製造業については、高い自動化・ロボット技術等を有する企業が県内企業の生産性向上を支えており、特に金属加工機械や農業用機械関連の企業が、岡山市、里庄町等に集積している。

加えて、新素材については、製造品出荷額等の13.5%を占め、製造品出荷額等は1,299,465百万円で全国第10位である化学工業において、水島臨海工業地帯の旭化成(株)、三菱ケミカル(株)、(株)クラレや地域の中小企業による次世代最先端素材の研究開発が進むとともに、豊富に存在する森林等の地域資源を活用し、セルロースナノファイバー(CNF)等の木質系バイオマスを活用した高付加価値新素材の開発及び高機能化並びにその用途開発に取り組む企業も現れている。

これら県内に集積するものづくり企業は、これまで培ってきた超精密生産などの技術基盤を生かした既存製品の高付加価値化、より高い品質等が求められる航空機部品、医療・福祉機器、新エネルギー・次世代エレクトロニクス分野等への新展開に取り組んでいる。具体的には、帝人ナカシマメディカル(株)が、船舶用プロペラ製造で培った超精密生産技術基盤を活用し、人工関節、骨接合材料等の医療機器の開発・製造・販売への新展開に取り組んでいる。その他のものづくり企業も、岡山県自動車関連企業ネットワーク会議、医療機器開発プロモートおかやま等のクラスターなどにより、技術開発や販路開拓等に取り組んでいる。

本県には、英仏や中国で進むと見込まれる急激なEVシフトや世界的な航空機市場の拡大、超高齢化に対応した新商品開発など、今後世界的に進む変革の動きに対応できる幅広い技術基盤が集積していることから、活用する分野として成長ものづくり分野を選定する。

なお、(株)岡山村田製作所が、これまでに培った電子部品開発の技術を生かし、スマートフォンの高機能化等に対応した部品を供給するため、新工場を増設し、電子制御部品製造増産事業を計画している。

また、岐阜プラスチック工業(株)が、創業以来培ってきた射出成形技術を基に高度な素材ブレンド技術を生かしたバイオマス製品や先進性があり高機能な輸送用物流資材等の開発製造品を高品質かつ安定供給するため、新工場を建設し、樹脂加工製品増産事業を計画している。

※1 三菱自動車工業(株) FACTS&FIGURES 2016

※2 (株)帝国データバンク 三菱自動車工業グループの下請け企業実態調査(平成27年)

※3 玉野市調べ（平成 29 年）

その他 RESAS 総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（平成 24 年）

② 岡山県の繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、C L T 等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県の基幹産業は製造業であり、石油、鉄鋼、自動車、船舶など主要な産業の集積以外にも、各地域で特長ある製造業が発達し集積している。

具体的には、デニム、学生服に代表される繊維工業は、倉敷市、井原市等に集積しており、製造業における事業所数の 16.7%、従業者数の 10.0%を占めている。そして、製造品出荷額等は 233,086 百万円で全国第 4 位、付加価値額は 70,906 百万円で全国第 6 位である。

窯業・土石製品製造業については、備前市周辺に耐火物製造業が集積しており、本県の窯業・土石製品製造業の事業所数の 8.1%を占めている。そして、製造品出荷額等は 186,610 百万円で西日本第 8 位である。

金属製品製造業については、津山市の周辺地域に集積しており、事業所数の 9.9%を占めている。そして、製造品出荷額等は 180,201 百万円で中四国地方第 2 位である。この地域では古くからステンレス産業が発展しており、世界初の耐震耐久性を備えたステンレス製給排水継手の開発で日本ものづくり大賞特別賞を受賞した企業が存在するなど全国トップクラスの高い加工技術を持っている。ステンレスのみならずチタンなど各種金属加工を行う事業者が中心となり、学・官を含めた総合的なネットワークを持つ日本最大級の金属クラスターである「津山ステンレス・メタルクラスター」を組織している。

また、木材・木製品製造業では、真庭市周辺に、新たな木材製品として注目を浴びている C L T 製造を行う事業者が存在している。今後、中高層建物への活用などが見込まれ、県としても C L T を用いた建物の整備について支援を行っている。

これらをはじめとした製造業の活性化を図るため、県としても製品のブランド化、技術開発や販路開拓などの支援に取り組んでいる。

特長ある製造業への投資促進により、他地域との差別化による付加価値の向上、ひいては当該地域全体の活性化につながることから、活用する分野として成長ものづくり分野を選定する。

RESAS 総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（平成 24 年）

③ 岡山県の岡山後楽園、倉敷美観地区、大山隠岐国立公園蒜山高原等の観光資源を活用した観光分野

本県には、日本三名園の一つである岡山後楽園、川面に映える漆黒の岡山城、白壁の町並みが残る倉敷美観地区、西日本屈指の高原リゾートである大山隠岐国立公園蒜山高原、豊富な湯量と優れた泉質の美作三湯、日本遺産をはじめとした魅力あふれる文化財など、多彩な見どころがある。加えて、「くだもの王国おかやま」を代表する白桃、マスカット、ピオーネや瀬戸内海の新鮮な魚介類、ご当地グルメなど美味しい食べ物も豊富であり、更に、おかやま桃太郎

まつり、倉敷天領夏まつり、津山納涼ごんごまつりなどの大規模イベントとともに近年では、瀬戸内国際芸術祭やOkayama Art Summitなどの多彩な文化芸術イベントが開催され、国内外から多くの観光客が訪れている。

県内の主な観光地域の観光客数（※1） 単位：千人

観光地域名	平成26年	平成27年	平成28年
倉敷美観地区	3,065	3,534	3,845
後楽園・岡山城周辺	2,021	2,212	2,649
蒜山高原	2,512	2,504	2,327
玉野・渋川	2,130	2,132	2,045
吉備路	1,675	1,636	1,498
津山・鶴山公園	1,182	1,228	1,321
笠岡・笠岡諸島	1,226	1,266	1,274
児島・鷺羽山	1,125	1,126	1,195
美作・湯郷温泉	920	947	873
J R 岡山駅周辺	610	701	715

県内の主なイベントの観光客数（※1） 単位：人

イベント名	平成26年	平成27年	平成28年	備考
おかやま桃太郎まつり さくらカーニバル	100,045	54,910	71,900	
おかやま桃太郎まつり うらじゃ	630,000	500,000	550,000	
おかやま桃太郎まつり 納涼花火大会		300,000	320,000	
秋のおかやま桃太郎まつり	110,000	163,000	163,000	
芸術交流(Okayama Art Summit)	-	-	234,136	
倉敷天領夏祭り	非公表	151,000	198,000	
津山納涼ごんごまつり	80,000	110,000	112,000	
瀬戸内国際芸術祭2016 春	-	-	9,436	3年毎
瀬戸内国際芸術祭2016 夏	-	-	17,901	3年毎
瀬戸内国際芸術祭2016 秋	-	-	11,469	3年毎

本県の平成28年における観光入込客数は、約1,740万人（※1）で3年連続の増加となり、特に外国人延べ宿泊者数は約22万人（※2）と5年連続で過去最高を更新している。

これらの需要を取り込み、観光消費額の拡大を図るため、多様な観光客のニーズに合った宿泊・観光施設等のリノベーション、城下町や重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした町屋や古民家など歴史的建造物の活用、（一社）せとうち観光推進機構等の多様な主体と連携した取組、サイクリングロードや港（空港・港湾）などの施設、また、県内を拠点に活躍するトップクラブチームのスポーツイベントなどを利活用したにぎわい創出などの対応が求められている。

観光業は、卸小売業、旅館・ホテル業、運輸業など多様な産業に幅広い経済波及効果をもたらし、とりわけ中山間地域等においては、観光業が地域経済牽引の柱の一つであることから、活用する分野として観光分野を選定する。

※1 岡山県 観光客動態調査結果（平成28年）

※2 岡山県 外国人旅行者宿泊者数（平成28年度）

④ 岡山県の白桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野

本県は、「晴れの国」の温暖な気候と、北は中国山地から南は瀬戸内海まで多様な自然環境を有しており、農林水産物を生産する環境に恵まれている。

自然環境を生かして、県中北部で、ジャージー牛乳（ジャージー種飼養頭数が2,308頭で全国第1位（※1））、和牛肉（肉用牛飼養頭数が32,400頭で中四国地方第1位（※2））、ぶどう（ピオーネの作付面積が914haで全国第1位（※3））、黒大豆（作付面積が1,228haで全国第2位（※3））など多品目の農畜産物を生産している。県南部の岡山平野では、白桃（清水白桃の作付面積が235haで全国第1位（※3））、ぶどう、なす（冬春なすの作付面積が24haで全国第10位（※4））、黄にら（作付面積が17haで全国第1位（※5））などの農産物の生産が多い。

農畜産物以外では、県土の約70%を森林が占めており、森林資源が豊富である。ヒノキの素材生産量は、全国第1位である（※6）。また、豊富な海産資源を有する瀬戸内海では、養殖が盛んであり、カキ（殻付き）生産量は全国第3位（※7）、ノリ（板のり）生産量は全国第9位（※7）となっている。

本県の農畜産物は、長年にわたる技術開発と品種改良により磨き上げられてきた。温暖な気候や高度な生産技術があいまって、本県の農業産出額は1,322億円で中四国地方第1位（※8）となっている。また、白桃やぶどうなどは、マーケティングの強化やブランド化の推進に取り組んだことで、首都圏市場での販売や東アジア地域への輸出も増加している。

本県の生産基盤を生かして、今後の需要が見込まれる農林水産業を支援する取組は、本県経済の成長発展につながる。また、所得向上を目的として、地域資源のブランド化をプロデュースする地域商社も存在しており、更に、農商工連携や6次産業化も進んでいることから、今後、生産だけでなく、加工販売から物流なども担う地域商社の取組が、これまで以上に必要とされていくことから、活用する分野として特産物を活用した農林水産・地域商社分野を選定する。

※1 （独）家畜改良センター 牛の個体識別情報検索サービス（平成29年）

※2 農林水産省 畜産統計（平成29年）

※3 岡山県調べ（平成27年産）

※4 農林水産省 野菜生産出荷統計（平成27年産）

※5 岡山県調べ（平成26年産）

※6 農林水産省 木材統計（平成28年）

※7 農林水産省 漁業・養殖業生産統計年報（平成27年）

※8 農林水産省 生産農業所得統計（平成27年）

⑤ 岡山県の大学等のIT人材を活用した第4次産業革命分野

本県は、高等教育機関や工業系高等学校が充実しており、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、工業系高等学校の数は55校と西日本有数である。人口10万人当たりの大学・短期

大学数は、1.4校で全国第3位（※1）となっている。また、本県の教育・学習支援業は、付加価値生産性の対全国比が1.30（※2）となっており、生産性も高い。IoT時代における機器認証を実現するセキュリティ計算チップ開発や独自OSの開発などを行っている岡山大学やコミュニケーションロボットの研究などを行っている岡山県立大学、ビッグデータの解析と表示システム開発などを行っている岡山理科大学等の高等教育機関には、AIやロボット、セキュリティなど第4次産業革命を支える専門知識を有する研究者が在職し、専門性の高いIT人材を輩出しており、専門人材を育成する環境が整備できている。

また、IoTに代表される第4次産業革命に対応することを目的として、本県では、（一社）システムエンジニアリング岡山や（公財）岡山県産業振興財団などと連携し、おかやまIoT推進ラボの取組を進めている。

また、平成27年の法改正により事業化への土台ができたドローンの活用については、物流、建設、インフラ点検、農業などの幅広い分野で研究が進んでおり、今後成長が見込める分野の一つである。県内では、和気町でドローンスクールが開校し、人材育成が進むとともに、ドローンを活用した近未来技術の実証実験に向けた環境整備に取り組んでいる。

本県の基幹産業である製造業においては、IoT及びビッグデータ等の第4次産業革命技術の活用による生産性向上や革新的な製品の創出等が課題となっている。こうした課題の解決のために、専門技術を有する大学の研究者などを活用するとともに、次世代を担う新たなIT人材の確保と育成が必要であることから、活用する分野として第4次産業革命分野を選定する。

※1 文部科学省 学校基本調査（平成28年度）、総務省 国勢調査（平成27年）から計算

※2 総務省・経済産業省 経済センサス活動調査（平成24年）

⑥ 岡山県の地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野

県内を拠点に活躍するスポーツ関連のトップクラブチーム（※1）は、本県の大切な地域資源であり、県民の一体感の醸成や地域の活性化に貢献している。また、スポーツ合宿や大会の誘致も積極的に進めており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における諸外国を相手国としてホストタウンの登録（※2）などにより、女子サッカー、柔道などのナショナルチームのキャンプ誘致に成功している。例えば、美作市では、岡山湯郷 Belle のホームグラウンドなどのスポーツ関連施設を活用し、民間学校法人や地域の温泉施設とも協働しながら、ラグビーワールドカップ2019年大会の合宿誘致を進めるなど、官民挙げてスポーツ関連産業の振興に取り組んでいる。

こうしたことにより、県民のスポーツに対する気運の醸成、各種スポーツの普及や競技力の向上、スポーツを通じた地域活性化、シティセールスにおける地域ブランド向上などにつながっており、これらクラブチームや地域の知見、時代のニーズ・基準に応じた施設の整備を活用したスポーツ振興が求められている。

また、本県は卸売業・小売業の年間商品販売額が4兆5,796億円（※3）であり、中四国地

方で第2位の位置にあるが、中心市街地を構成する商店街などにおいて、空き店舗の増加や事業承継などの問題が生じている。このような状況の下、にぎわい創出を図るため、空き店舗や廃校施設等を活用したアーティストや地域の文化関係者などによる文化の拠点づくり、意欲ある経営者がデニムという地域資源を活用し「ジーンズストリート」として商店街の活性化を図る取組、空き店舗や古民家のまちづくり会社等による物販施設等へのリノベーション、大学等の主体と連携したまちの活性化の取組が県内各地で見られる。

以上のとおり、地域づくりの知見を活用したスポーツや文化、まちづくり振興を進めていく必要があるため、活用する分野としてスポーツ・文化・まちづくり分野を選定する。

参考 岡山県スポーツ推進計画（抜粋）

<基本施策> スポーツを通じた地域の活性化

<具体的施策の方向性> トップクラブチームによるおかやまの元気・感動の創出
おかやま文化振興ビジョン（抜粋）

<基本施策> 文化の力で創り、拓く岡山

<具体的施策> 文化の力による地域づくりの推進、文化を活かした産業の活性化

※1 ファジアーノ岡山（Jリーグ）、岡山シーガルズ（Vリーグ）、

岡山湯郷 Belle、F C 吉備国際大学 Charme（日本女子サッカーリーグ）

※2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地方自治体がホストタウンとなり、住民と一体となって相手国の選手や関係者、オリンピック・パラリンピアンとの交流を行い、グローバル化、地域の活性化、観光振興等の推進を図る取組。
平成29年10月末の登録状況は、次のとおり。

岡山市：ブルガリア

倉敷市：ニュージーランド

真庭市：ドイツ

美作市：ベトナム

※3 経済産業省 商業統計調査（平成26年）

⑦ 岡山県の医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野

本県は、大学、短期大学などの高等教育機関等が充実しており、人口10万人当たりの大学・短期大学数は、全国第3位（※1）となっている。また、本県の「教育・学習支援業」は付加価値額が233,386百万円で全国第8位（※2）、「その他教育・学習支援業」は付加価値額が139,702百万円で全国第3位（※2）であり、また、付加価値生産性の全国比が1.30（※2）となっており、生産性も高い。本県は、医療・福祉系の人材を育成する大学・短期大学数が19校あるなど、医師等の専門人材を育成する環境が整備されており、専門技術を持つ人材を数多く輩出している。

特に、「医療・福祉分野」の従業者数は105,375人となっており、「製造業」、「卸売業、小売業」に次いで多く、本県全体の13.1%（※2）を占めている。また、人口10万人当たりの医

師数では、全国第7位（※3）となっている。

これらの環境の下、本県においては、医療・福祉分野の産業クラスターの形成促進を目指し、「メディカルテクノバレー構想」に基づく医療機器メーカーと県内企業とのマッチング支援や、産学官民で構成する支援組織「ハートフルビジネスおかやま」による福祉用具の開発・改良・商品化の支援に取り組んでいる。また、地域特性を生かしたヘルスケア産業の創出・育成を目的とする「岡山ヘルスケア産業連携協議会」が設立され、事業支援等が行われている。

今後、急速な高齢化の進展によりヘルスケア産業の国内需要が高まると予想されることから、医療・福祉分野の専門人材を生かしてヘルスケア産業の投資促進に取り組むことは、地域経済の発展につながる。

また、本県の障害のある児童生徒数は、全体数が減少しているにも関わらず、全児童生徒数の6.1%（※4）に上っている。これは、全国平均の約3.9%（※5）と比較しても高く、特別支援教育を受ける児童生徒数は、年々増加する傾向にある。これらの障害のある児童生徒への専門人材を活用した教育サービスの提供も重要な課題となっている。

以上のとおり、本県の充実した高等教育機関などの人材を活用したヘルスケア・教育サービスを推進することは、多様な専門技術を持つ人材の確保・育成、地域の教育の充実等につながることから、活用する分野としてヘルスケア・教育サービス分野を選定する。

- ※1 文部科学省 学校基本調査（平成28年度）、総務省 国勢調査（平成27年）から計算
- ※2 RESAS 総務省・経済産業省 経済センサスー活動調査（平成24年）
- ※3 厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査（平成26年）
- ※4 岡山県教育委員会 教育行政便覧（平成29年度）から計算
- ※5 文部科学省 特別教育資料（平成28年度）から計算

⑧ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野

本県は、関西・四国・九州地方等と結び縦横に伸びる高速道路網（山陽自動車道、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道）や鉄道網（山陽新幹線、山陽線、瀬戸大橋線、宇野線、赤穂線、吉備線、津山線、伯備線、因美線、姫新線、芸備線、智頭急行、井原鉄道、水島臨海鉄道）、国際拠点港湾である水島港や、岡山空港など、多様な交通基盤が充実しており、主要都市から岡山までのアクセス時間が大阪44分、福岡1時間37分（以上、新幹線）、米子1時間50分、高松1時間（以上、高速道路）、東京約1時間10分、札幌約1時間50分、ソウル約1時間35分、上海約2時間（以上、航空機）であるなど、中四国における広域流通網のクロスポイントとなっている。

加えて、本県の農業産出額は1,322億円で中四国地方第1位（※1）となっており、農林水産物の強固な生産基盤を確立している。特に、本県の白桃やぶどうなどは、首都圏市場での販売や、アジア地域への輸出がともに増加傾向にある。高品質な農林水産物の需要増加に対して、大規模農業化や植物工場などによる生産性の向上への取組が進んでいくと予想される。

また、本県では、農商工連携や6次産業化の取組も進んでおり、加工品を含む農林水産物の

販売、物流、商品開発などを担う地域商社のニーズが高まる可能性が高い。

本県が、中四国における広域流通網のクロスポイントである強みを生かして、農林水産及び地域商社の取組を推進していくことは、本県経済の成長発展に資することから、活用する分野として農林水産・地域商社分野を選定する。

※1 農林水産省 生産農業所得統計（平成27年）

⑨ 岡山県の広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野

本県は、関西・四国・九州地方等と結び縦横に伸びる高速道路網（山陽自動車道、中国縦貫自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、瀬戸中央自動車道）や鉄道網（山陽新幹線、山陽線、瀬戸大橋線、宇野線、赤穂線、吉備線、津山線、伯備線、因美線、姫新線、芸備線、智頭急行、井原鉄道、水島臨海鉄道）、国際拠点港湾である水島港や、岡山空港など、多様な交通基盤が充実しており、中四国における広域流通網のクロスポイントとなっている。その優位性を踏まえ、地元自治体としても、総合物流機能を備えた流通センターを岡山市・早島町、津山市・鏡野町等に整備しており、その結果、人口1人当たり自動車貨物輸送トン数が41.7トンで西日本第7位（※1）であり、普通倉庫所管面積が中四国地方でトップ（※2）であるなど、本県では物流業が発達している。

近年、既存倉庫を統廃合して物流を効率化しようとする取組が物流業を中心に活発化しており、こうした拠点再編を見据え、高速道路のインターチェンジ付近など交通アクセスに恵まれた土地を確保して、大型物流倉庫を整備する動きも見られる。

今後、クロスポイントとしてのインフラを生かした中四国における広域流通の拠点性を更に高めることで、物流業の成長が見込まれるため、活用する分野として物流分野を選定する。

※1 国土交通省 交通関連統計資料集（平成25年度）

総務省 人口推計（平成25年10月1日）

※2 国土交通省 倉庫統計季報（平成28年度第3四半期）

⑩ 岡山県の豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

本県は、木材生産量が全国第1位（※1）を占めるヒノキをはじめ、豊かな森林資源を有しており、民有林面積では446,374.87haで西日本第7位である（※2）。その豊かな森林資源を活用した発電や熱利用の取組が、県北地域を中心に、官民連携のもと地域ぐるみで進められている。具体的には、津山市、和気町、鏡野町等において、バイオマスタウン構想を策定し、様々な取組が行われており、特に、真庭市においては、カーボンニュートラルな木質系バイオマスによる発電や熱利用などについて、地域において官民を挙げた取組が進んでおり、「里山資本主義」の取組の一環として全国的に注目されている。

また、本県は降水量1mm未満の日数が全国で最も多い（※3）「晴れの国」であり、この特長を生かしたメガソーラーの導入が進み、家庭や企業等への太陽光発電の導入や、野菜栽培での小規模太陽光発電による自動かん水システムの普及が見られる。加えて、中山間地域等での

畜産バイオマスの活用や風力発電等の取組が見込まれる。

本県のこれらの豊かな自然環境を、再生可能エネルギーとして活用することが、人口減少問題を抱える中山間地域の持続発展に資するため、活用する分野として環境・エネルギー分野を選定する。

※1 農林水産省 木材統計（平成28年）

※2 林野庁 森林資源の現況（平成24年3月31日）

※3 気象庁 全国気候表（昭和56年～平成22年（30年間）の平年値）

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり、農林水産・地域商社、第4次産業革命、観光・スポーツ・文化・まちづくり、環境・エネルギー、ヘルスケア・教育サービス、物流等の成長発展の基盤強化を図り、地域経済牽引事業を創出していくためには、地域の事業者ニーズを適切に把握し、それに応じた事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、適切な対応をとることで、事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出することにつなげる。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

県及び一部市町村においては、促進区域内において活発な設備投資が行われるよう、一定の要件を課した上で、必要に応じ、不動産取得税及び固定資産税の減免措置に関する条例を制定している。

② 地方創生関係施策

一部市町村においては、促進区域内において地域経済牽引事業による付加価値創出が行われるよう、平成30年度から令和5年度の地方創生推進交付金を活用し、設備投資支援や販路開拓等による事業環境の整備を実施する予定である。

- ・ 津山市は、5（1）①② 成長ものづくり分野や5（1）③ 観光分野等において、自動化やIoT関係等の先進的設備導入等への支援、技術人材育成、販路開拓等や城下町（城東・城下、城西エリア）の歴史的建築物や古民家等を民間活力により再生するための支援を実施する予定
- ・ 笠岡市は、5（1）①② 成長ものづくり分野において、市内に集積している輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業者が行う、設備投資への補助制度による支援や販路開拓強化支援を実施する予定

また、5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、耕種農業、畜産農業、漁業の事業者が行う、設備投資への補助制度創設による支援や販路開拓強化支援を実施する予定

加えて、5（1）③ 観光分野において、宿泊事業者や地域産品を販売する小売業者が行

う、設備投資への補助制度創設による支援や販路開拓強化支援を実施する予定

- ・ 高梁市は、5（1）①② 成長ものづくり分野や5（1）⑨ 物流分野において、市内の医薬品製造業や自動車・同附属品製造業、道路貨物運送業の事業者が行う、設備投資への補助制度創設による支援や雇用の確保対策支援等を実施する予定
- ・ 新見市は、5（1）①② 成長ものづくり分野において、市内で集積を図っている県営新見工業団地に進出内定している金属製品製造事業者と窯業・土石製品製造事業者が行う、設備投資や雇用確保、販路開拓支援等を実施する予定
また、5（1）⑩ 環境・エネルギー分野において、市内で新たに木質バイオマス発電事業を実施する事業者が行う、木材集積、チップ製造及び発電事業の設備投資や市内の林業事業者とのマッチング、木材集積、チップの販路開拓支援等を実施する予定
- ・ 真庭市は、5（1）③ 観光分野において、今後設立を予定している地域版DMO等が行う、観光拠点への設備投資支援等を実施する予定
また、5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、今後設立を予定している地域商社等が行う、域内農産物等流通システム構築の取組を支援する予定
加えて、5（1）⑩ 環境・エネルギー分野において、民間事業者等がバイオマス資源等を有効活用し、域内経済循環を創出する事業への人材育成支援や設備投資支援等を実施する予定
- ・ 美作市は、5（1）⑦ ヘルスケア・教育サービス分野において、民間学校法人と連携協定を締結して運営する全国初のアドバイザー型特別支援学校の整備や高齢化が進む地域での住民利便性の向上を目指した施設整備等を実施する予定
また、5（1）⑥ スポーツ・文化・まちづくり分野では、総合運動施設などの地域のスポーツ関連施設の整備・拡充を実施し、国内外からの試合、大会、合宿の誘致などを図るなど、地域住民の健康増進にも寄与するスポーツ及びヘルスケアのまちづくりを実施する予定
加えて、5（1）① 成長ものづくり分野では、建設業の事業者が行う、間伐材など市産材を建築部材として活用した、新たな躯体構造材と新たな建築工法の研究開発、実証試験等への支援を実施する予定
- ・ 和気町は、5（1）⑤ 第4次産業革命分野において、ドローンスクールへの設備投資支援や技術マッチング支援、ドローンを活用した配送などの実証実験を実施する予定
- ・ 里庄町は、5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、町内の農業者等が行う、地域資源のブランド化に向けた生産拡大、販路開拓支援等を実施する予定
- ・ 矢掛町は、5（1）③ 観光分野において、商店街の賑わいづくりのため宿泊業者が行う、十数件の空き店舗や空き家の修景整備、稼働店舗増加への設備投資支援等を実施している。
- ・ 新庄村は、5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、道の駅の指定管理者の(株)メルヘン・プラザが行う、農産加工品の生産機能強化に係る設備投資支援等を実施する予定
- ・ 勝央町は、5（1）③ 観光分野や5（1）④⑧ 農林水産・地域商社分野において、今後設立を予定している一般社団法人が行う、特産品等の土産物商品の開発・販路開拓支援や

それに伴う設備投資支援等を実施する予定

(3) 情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開に関する事項等）

<県>

① 行政機関が保有する公共データの公開

県が保有する公共データであって、オープンデータとして公表が可能なもの等について、「お
かやまオープンデータカタログ」サイトでの公開を進めるとともに、データの充実を図る。

② 「岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度」の推進

県の役務をITベンチャー企業等に対し優先的に発注する「岡山県地域ITベンチャー企業
等優先発注制度」の活用を促進し、IT関連技術の開発推進やIT関連産業の発展を図る。

③ 地方公共団体における民間クラウドサービスの活用

県内ITベンダーによるクラウドサービスの積極的な活用を通じて、県の業務効率化を図る
とともに新たな活用事業の検討を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

<県>

県産業労働部内に、事業者からの事業環境整備の提案を受け付ける相談窓口を設置する。提案
を受けた場合は、関係部局と連携し、部局を横断して適切に対応する。

<市町村>

事業者からの事業環境整備の提案を受け付ける相談窓口を次のとおり設置する。提案を受けた
場合は、関係部局と連携し、部局を横断して適切に対応する。

市町村名	対応窓口となる部署名	対応窓口となる部署名 (土地利用調整)
岡山市	産業観光局 産業政策課	
倉敷市	文化産業局 商工労働部商工課	
津山市	産業経済部 みらい産業課	
玉野市	産業振興部 商工観光課	
笠岡市	産業部 商工観光課	産業部 農政水産課
井原市	未来創造部 商工課	
総社市	産業部 企業誘致商工振興課	
高梁市	産業経済部 産業観光課	
新見市	産業部 商工観光課	
備前市	産業部 産業観光課	産業部 農政水産課 都市住宅課
瀬戸内市	産業建設部 商工観光課	
赤磐市	産業振興部 商工観光課	
真庭市	産業観光部 産業政策課	農地法・農振法 産業観光部 農業振興課 都市計画法 建設部 都市住宅課

美作市	経済部 商工観光課	
浅口市	産業建設部 工業団地推進室	
和気町	まち経営課	産業建設部 都市建設課
早島町	まちづくり企画課	
里庄町	企画商工課	
矢掛町	産業観光課	
新庄村	産業建設課	
鏡野町	まちづくり課	
勝央町	産業建設部	
奈義町	産業振興課	
西粟倉村	産業観光課	
久米南町	産業振興課	
美咲町	産業観光課	
吉備中央町	定住促進課	

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① インフラの整備（県）

本県の観光資源である大山隠岐国立公園蒜山高原、美作三湯、鶴山公園、井倉洞等の観光資源を有する本県北部と鳥取県が連携し、高速道路等を軸として、観光拠点へのアクセス性を向上させ、広く圏域外からの来訪者の増加を図るため、アクセス道路等を整備し広域観光の推進に取り組む。

また、笠岡中央内陸工業団地や木之子工業団地等の産業拠点を有する本県南西部と広島県を結ぶ基幹道路周辺エリアにおいて、物流の効率化を図るため、アクセス道路等を整備し産業活動の競争力の向上に取り組む。

これら道路整備の際には、隣接県とも協議し、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づく整備計画との連携を図る。

② 市町村と県との緊密な連携

県、市町村、（公財）岡山県産業振興財団、岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会及び地域の大学・金融機関から構成する岡山県地域経済牽引事業促進協議会を組織し、基本計画に定める事項についての協議や、P D C Aサイクルによる進捗状況の把握等を行う。

③ 経営・販路開拓・資金調達支援（県）

中小企業の活力を向上させ競争力を強化するため、経営革新支援事業等により新たな分野や事業へのビジネス展開を支援するとともに、中小企業の経営課題に対応し持続的・安定的な経

営が実現できるよう専門家による支援や各種情報提供等を行う。

また、おかやまテクノロジー展の開催や大規模見本市への出展、首都圏アンテナショップや海外ビジネスサポートデスク等による販路開拓・拡大等の支援に取り組むとともに、県融資制度やクラウドファンディング等による資金調達支援を行う。

④ 技術支援（県）

超精密生産技術分野や医療・福祉・健康関連分野等の産業クラスターの形成促進のため、難削材の切削技術のスキルアップやものづくり分野へのデザイン導入支援、また、医療機器メーカーや福祉用具利用者等からのニーズ収集や県内企業とのマッチング等を行う。新エネルギー・次世代エレクトロニクス関連分野においては、オープンイノベーションの手法を活用し、県内企業と県内外の研究機関や企業とのマッチングなどの支援を行う。

また、自動車関連産業育成のため、自動車メーカーの技術者等の県内企業への派遣や、今後、活用が見込まれる3D-CAD研修会の開催等を行う。

⑤ 人材育成・確保支援（県）

本県産業の将来を担う人材を育成するための講座等の開催や、企業の成長戦略を具現化するマネジメント能力の高いプロフェッショナル人材や高度で専門的な知識・技術を持つエキスパート人材と企業とのマッチング支援により、人材の育成・確保を図る。

また、おかやまIoT推進ラボを中心として、IoT対応スキルの向上やものづくり分野などの中小企業とIoT関連企業との連携等を行う。

⑥ 事業承継支援（県）

中小企業に対して、事業承継の必要性を普及啓発するためのシンポジウムや事業承継計画作成のための研修会等を開催するとともに、専門家派遣により具体的な計画作成を支援する。

⑦ 産業用地の確保支援（県）

県内の産業用地の現状について、民間遊休地を含めて整理するとともに、誘致企業の要望を踏まえ、団地造成に向けた調査研究など市町村営団地開発の支援や、県有地を有効活用した空港南産業団地の開発、インフラ整備等に取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 (2017) 年度 (初年度)	平成 30 (2018) 年度 ～令和 3 (2021) 年 度	令和 4 (2022) 年度 ～令和 5 (2023) 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税及び固定資産税の減免措置の創設	(市町村) 関係市町村において、固定資産税の減免措置に	(県) 不動産取得税等の減免措置に係る条	(県及び市町村) 適宜実施

	係る条例案提出・審議	例案提出・審議 (県及び市町村) 施行、受付開始	
②地方創生関係施策	(県) 活用の検討 (市町村) 活用の検討	(県) 適宜実施 (市町村) 関係市町村において地方創生推進交付金を活用した支援事業を実施予定	(県) 適宜実施 (市町村) 同左
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①行政機関が保有する公共データの公開	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
②「岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度」の推進	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
③地方公共団体における民間クラウドサービスの活用	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	(県) 1月 相談窓口の設置、 受付開始 (市町村) 1月 相談窓口の設置、 受付開始	(県) 適宜実施 (市町村) 適宜実施	(県) 適宜実施 (市町村) 適宜実施
【その他】			
①インフラの整備	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
②市町村と県との緊密な連携	岡山県地域経済牽引事業促進協議会の開催	適宜実施	適宜実施
③経営・販路開拓・資金調達支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
④技術支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
⑤人材育成・確保支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
⑥事業承継支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施
⑦産業用地の確保支援	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施	(県) 適宜実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、岡山県工業技術センターや（公財）岡山県産業振興財団、地域の大学等や商工会議所、商工会、中小企業団体中央会など支援機関が連携し、それぞれの能力を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 岡山県工業技術センター

地域産業の中核的技術支援機関として、鉱工業分野の先導的技術開発や産学官共同研究に取り組みとともに、企業ニーズに応じた技術相談や研究・試験等を行い、県内企業の創造的活動を支援している。更に、施設設備を産学官の研究者・技術者に開放し、地域における研究開発、技術交流を支援している。

② （公財）岡山県産業振興財団

総合的産業支援機関として、創業から事業拡大、経営革新、事業再生まで、企業のステージに応じたメニューにより、「頑張る中小企業の応援団」として支援を行っている。

- ・経営支援 創業に向けた支援のほか、経営革新や経営改善のための計画づくり等のサポート、海外展開の支援、展示会・商談会・取引あっせんを通じた販路開拓や新規取引の支援などを行う。
- ・技術支援 専任コーディネーター等を配置し、研究開発ニーズや技術シーズを把握しながら、R&D支援や産学官連携、知財支援などを行う。
- ・人材育成 県内企業の技術者や後継者などを対象に、将来の岡山の産業界を担う幅広い人材の育成を行う。

③ 地域の大学等

岡山大学では、研究推進産学官連携機構を中心に、“高度な知の創成と的確な知の継承”を理念として、社会が抱える課題を解決するため、総合大学の利を生かし、社会との双方向的な連携を行うことで、大学の知や技術の成果を社会に還元している。

また、岡山県立大学、岡山理科大学、川崎医科大学、就実大学や津山工業高等専門学校等では、それぞれが保有する資源を生かし、産学官連携を通じた共同研究や受託研究、技術相談などを行っている。

④ 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの支援機関

岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会は、それぞれの支援機関の特長を生かし、地域の商工業者等を対象とした、セミナー等による経営相談・指導や地域金融機関等と連携した金融支援、販路開拓支援、事業承継支援等を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本県では、岡山県環境基本条例に基づき、「地域から取り組む地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「安全な生活環境の確保」及び「自然と共生した社会の形成」により「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を目指す、「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」を策定しており、企業立地をはじめとする様々な事業活動に当たっては、この計画に基づき、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制、資源の有効活用に取り組むなど、環境の保全に十分配慮し地域住民等の理解を得るための取組を行うこととする。

- ・ 本計画の推進に当たっては、企業の環境関連の法令遵守はもとより、資源・エネルギーの効率化、リサイクルの促進など環境の保全に十分配慮しながら、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の実現を目指して取り組む。
- ・ 事業活動に伴う廃棄物の増加、排ガス・排水や騒音・振動の発生など周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、環境影響評価制度により、環境負荷が可能な限り低減されるようにし、事業者と行政が一体となって住民に不安が生じないよう事前に十分な説明を行い、理解を求めていく。
- ・ 地域経済牽引事業の実施に当たっては、自然公園法、岡山県自然保護条例、岡山県立自然公園条例、岡山県希少野生動植物保護条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に定められた規制を遵守するとともに、環境省が選定した特定植物群落等の環境保全上重要な地域内（前述の法令に基づく国立公園、国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等を含む。）での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、県環境文化部等と十分に調整を図りつつ、専門家の指導・助言等をも踏まえ、自然と調和した良好な生活環境の保全や生物多様性の確保、自然の風景地の保護とその適正な利用、希少野生動植物の保護等に十分配慮するものとする。
- ・ 「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に記載のある国立公園又は国定公園を含む区域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境省中国四国地方環境事務所又は県環境文化部等へ事前に相談するものとする。
- ・ 重点促進区域において、市町村が工場立地法の特例措置を適用するに当たっては、周辺的生活環境に十分配慮した緑地基準を設定するとともに、その設定に当たっては、住民の理解を得ながら行うものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

犯罪のない安全で安心な社会が、すべての県民の願いであり、豊かで快適な生活を営む上での基盤となるものである。本県においては、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、県、市町村、県民、自治会等、ボランティア・NPO及び事業者が果たすべき役割を理解し、お互いの連携や協働により自主防犯活動の推進をはじめ、様々な安全で安心な地域づくりに取り組む。

(3) その他

2 (2) の「任意記載のKPI」について、毎年度、岡山県地域経済牽引事業促進協議会を開催し、PDCAサイクルによる進捗状況の把握や効果の検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ事業の見直しや基本計画の変更を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【⑨重点促進区域（長良産業用地開発計画区域）】

（農用地及び市街化調整区域の範囲）

- ・農用地及び市街化調整区域 別紙一覧のとおり

（地域内における公共施設整備の状況）

区域内を東西に中国横断自動車道岡山米子線が通っているほか、南側区域境には JR 桃太郎線が東西に通っている。また、区域内は上下水道が未整備であるため、事業者の負担により上水道、浄化槽等の整備を行う必要がある。

（地域内の遊休地等の状況等）

当該重点促進区域は市街化調整区域であるが、区域内においては既存の工業団地の未活用の産業用地や遊休地が存在しておらず、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地も存在しない。また、企業立地適地となる現に宅地化された土地も存在していない

（他計画との調和等）

本区域は全域が農用地及び市街化調整区域である。ただし、農用地区域は含まない。

総社市都市計画マスタープランにおいては、「岡山総社インターチェンジ周辺の長良地区、赤浜地区の既存の工業地、流通施設集積地及びその周辺は、工業・流通ゾーンと位置付け、広域交通ネットワークを活かして生産や物流の拠点施設の配置を進めていきます。」とされている。

今般整備予定の施設は、広域交通網のクロスポイントである岡山総社インターチェンジを有するという地域特性を生かした FA 自動化設備等の製造工場及び研究・開発施設であり、同計画と調和したものである。

総社農業振興地域整備計画においては、「農業従事者の安定的な所得を確保するために、優良農地を確保しつつも、本市の地理的優位性を生かした企業誘致や商業、観光等の産業振興による農業従事者の安定的就業、良好な雇用の場を確保していく。また、既存企業等の事業拡大に対しても配慮することとする。」とされている。

本区域については、区域内中央部を東西に通る中国横断自動車道岡山米子線により区域が北と南に分断され、南側区域境は JR 桃太郎線により周辺農地と分断されている。そのことから、大

規模経営や集落営農ができにくい状況であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、今般実施予定の地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。

一方、地域経済の発展に繋がる地域経済牽引事業計画の促進にあたっては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、都市計画マスタープランとの調和を図っていく。

【②重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域）】

（農用地区域及び市街化調整区域の範囲）

- ・農用地区域及び市街化調整区域 別紙一覧のとおり

（地域内における公共施設整備の状況）

岡山総社インターチェンジ周辺においては、インターチェンジに接続する国道 180 号が東西に通っているほか、区域の北には一般県道 271 号総社足守線が東西に通っている。区域内は上下水道が未整備であるため、事業者の負担により上水道、浄化槽等の整備を行う必要がある。

（地域内の遊休地等の状況等）

当該重点促進区域は市街化調整区域であり、区域内においては既存の工業団地における未活用の産業用地や遊休地が存在しておらず、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地も存在しない。また、企業立地適地となる現に宅地化された土地も存在していない。

（他計画との調和等）

本区域は全域が農用地区域及び市街化調整区域である。

総社市都市計画マスタープランにおいては、「阿曾地区の一般県道総社足守線沿道は工業・流通ゾーン（検討地区）と位置付け、地域社会との調和や環境保全等に配慮した工業・流通施設の配置を検討します。」とされている。

本区域の選定にあたっては、小学校の通学路の安全を確保し、騒音等の影響に配慮して宅地から一定の距離を保ったエリアとするなど、地域社会との調和や環境保全等に配慮している。また、今般整備予定の施設は、広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した食品関連物流施設であり、同計画と調和したものである。

総社農業振興地域整備計画においては、「農業従事者の安定的な所得を確保するために、優良農地を確保しつつも、本市の地理的優位性を生かした企業誘致や商業、観光等の産業振興による農業従事者の安定的就業、良好な雇用の場を確保していく。また、既存企業等の事業拡大に対しても配慮することとする。」とされている。

本区域については、東に血吸川、西には桜川、北は一般県道 271 号総社足守線となっており、周辺農地と分断されている。そのことから、大規模経営や集落営農ができにくい状況であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、今般実施予定の地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。

一方、地域経済の発展に繋がる地域経済牽引事業計画の促進にあたっては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画との調和を図っていく。

【②重点促進区域（九幡工業団地地区）】

（農用地区域及び市街化調整区域の範囲）

- ・農用地区域及び市街化調整区域 別紙一覧のとおり

（地域内における公共施設整備の状況）

重点促進区域は、近傍に国道2号バイパスに接続する岡山ブルーラインが通っている。また、本区域内には農業機械、食品関連製造業などの企業が立地している九幡工業団地がある。同団地は、道路や電気等のインフラが整備されており、新たに公共施設整備を行う必要はない。

（地域内の遊休地等の状況等）

重点促進区域内にある九幡工業団地には、未活用の産業用地や遊休地が存在しない。また、企業立地適地となる現に宅地化された土地も存在しない。

（他計画との調和等）

重点促進区域内は市街化区域及び市街化調整区域であり、市街化調整区域に農用地区域がある。

岡山市都市計画マスタープランにおいては、重点促進区域内の九幡工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

また、「既存の産業拠点については、産業政策上の位置付けのもと、周辺環境との調和を図りつつ、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図り、産業の集積・強化に取り組みます。」としており、本区域は、九幡工業団地に隣接しているため、岡山市都市計画マスタープランと調和したものである。

岡山農業振興地域整備計画においては、「本市では他産業が発達し、農家の大部分が他の産業との兼業をしているため、産業の一層の発展を促進し、雇用の確保と拡大に努める。」としている。

本区域については、児島湾と接する九幡地区の南端に位置し、九幡工業団地と住宅地により、周辺農地とは分断されている。このことから、効率的な集落営農等に適さない状況であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから岡山農業振興地域整備計画と調和したものである。

なお、当該区域では、「自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及び

その関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

【④重点促進区域（御津高津地区）】

（農用地区域の範囲）

- ・農用地区域 別紙一覧のとおり

（地域内における公共施設整備の状況）

本区域周辺には、自動車部品、ゴム製品等の製造業、運輸業などの企業が立地している御津工業団地がある。本区域内は、一部の土地を除いて、上下水道が未整備であるため、事業者の負担により上水道、浄化槽等の整備を行う必要がある。

（地域内の遊休地等の状況等）

本区域には、企業立地適地となる現に宅地化された土地は存在しない。

（他計画との調和等）

本区域は都市計画区域外であり、農用地区域である。

岡山市都市計画マスタープランにおいては、本区域に隣接する御津工業団地を「製造業等の企業の集積により、本市の活力の源泉となる拠点」である産業拠点として位置付け、「産業拠点・物流拠点については、産業政策との整合を図りつつ、高速道路や鉄道網など広域交通網が充実したクロスポイントとしての特徴を活かして、産業の集積や活性化を図ります。」としている。

また、「既存の産業拠点については、産業政策上の位置付けのもと、周辺環境との調和を図りつつ、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図り、産業の集積・強化に取り組みます。」としており、本区域は、御津工業団地に隣接しているため、岡山市都市計画マスタープランと調和したものである。

御津農業振興地域整備計画においては、「自然・生活環境の保全を基調とした企業誘致などを促進し、兼業農家に安定した就業の機会を与え自然と生活区域の環境に留意しながら、調和のある産業振興を図る。」としている。

本区域については、北は宇甘川、南は御津工業団地、西は住宅地により、周辺農地とは分断されている。また、本区域内の農地には高低差があるため、効率的な営農に適さない状況であり、現時点では、土地基盤整備の事業計画はない。また、地域経済牽引事業によって、新たな雇用創出が期待されることから御津農業振興地域整備計画と調和したものである。

なお、当該区域では、「自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野」等の地域経済牽引事業を見込んでいる。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【⑨重点促進区域（長良産業用地開発計画区域）】

①農用地区域外での開発を優先すること

当該区域には、農用地区域は含まれていない。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。なお、本区域は、岡山市との行政区であり岡山市の農地と隣接していることから、岡山市の関係機関と調整をした上で、土地利用調整区域を設定する必要がある。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するにあたって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。なお、本区域の一部は、国営岡山南部土地改良事業及び国営小阪部川土地改良事業の受益地であるため、関係機関と調整をした上で、土地利用調整区域を設定する必要がある。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

【②重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域）】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するにあたって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

【③重点促進区域（九幡工業団地地区）】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域

を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。なお、本区域の一部は、国営かんがい排水事業吉井川地区の受益地であるため、関係機関と調整をした上で、土地利用調整区域を設定する必要がある。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するにあたって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

【④重点促進区域（御津高津地区）】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集团的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するにあたって、面的な整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

次の点について留意して設定することとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【⑨重点促進区域（長良産業用地開発計画区域）】

(立地条件)

本区域は、中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジの近傍であり、国道 180 号、一般県道 271 号総社足守線等の接続もあり、中四国地方の広範囲をカバーする広域交通網のクロスポイントであり、総社市都市計画マスタープランにおいては、岡山総社インターチェンジ周辺の長良地区、赤浜地区の既存の工業地、流通施設集積地及びその周辺は、工業・流通ゾーンと位置づけ、広域交通ネットワークを活かして生産や物流の拠点施設の配置を進めていきますと記載されており、また地区計画等により産業施設の計画的な立地誘導を推進し、産業振興による雇用環境の確保を図ることとされている。

当該事業は、平成 29 年 12 月 22 日付けで経済産業省に選定された地域未来牽引企業が実施する事業であり、大型設備の受注拡大や新規開発分野での事業展開による地域企業への部品の設計・製作等の発注増加が見込まれる。また、近傍にある岡山県立大学と共同研究を行うことで商

品化につなげる等地域への経済波及効果も見込まれるものである。

当該地域未来牽引企業においては、本区域から 3 kmの場所には当該企業の FA 関連設備等の開発・設計から製造までを行っている本社工場が、5 kmの場所には新エネルギー・省エネルギー関連事業当の開発・設計から製造までを行っている阿曾工場・研究施設が設置されている。これらの 2 拠点は、現在も、開発する製品の試験や改良・改善作業を共同で行っており、また、製作の材料や部品の調達や技術員の養成において、密接に連携して事業を行っているところである。

今般整備予定の工場は、既存の本社工場で行われている FA の開発・設計により可能となった、設備の大型化にも対応できる FA 関連設備の組み立て工場であることから、製造過程や製品に不具合などが生じた場合は直ちに本社工場の対応が求められる。また、同じく整備予定の研究開発施設では、産業用機械のロボット化、IoT化を推進する等新たな分野の研究開発取り組むこととしており、これらの研究は、これまで本社工場や阿曾工場・研究施設で行ってきた開発・設計部門と密接に関連するものであり、共同して行っていくことが必要不可欠である。

これらのことから、新たに整備する施設は、岡山県立大学及び現にある工場・研究施設の近傍に立地する必要があるが、当該施設の整備及び当該施設での業務の実施に起因して、周辺における市街化を促進・誘発するおそれはない。

当市は総面積の約 4%が市街化区域であり、その内工業地域系の活用は約 25%となっているが、企業立地に適した一定規模かつ整形の土地を新たに確保できない状況である。また、住居地域系の活用は約 68%となっているが、人口流入が続き、過去最大人口を更新している同市の市街化区域内で開発を実施するのは困難な状況である。

以上のことから、本区域において整備を予定する施設については、現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場であり、立地条件は適当である。

(対象施設)

上記立地条件や当市が有する地域の特性及びその活用戦略である「成長ものづくり分野」の立地を通じた地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域において整備する当該施設は、既存の試験研究の用に供されている試験研究施設及び工場と密接な機能連携を図り、自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等の生産用機械器具の製造及び研究・開発を行うものである。さらに、広域交通網のクロスポイントである岡山総社インターチェンジを有するという地域特性を生かした製造工場及び研究・開発施設として、総社市都市計画マスタープランにある広域交通ネットワークを生かした生産拠点施設でもある。

これらのことから、当該施設は、岡山総社インターチェンジ及び既存工場、既存研究施設の近傍に設置する必要がある。当市においてはインターチェンジ及び既存工場、既存研究施設の近傍には市街化調整区域しかないことから、市街化調整区域での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

以上のことから、当該施設は、現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場であることから、基本的な方針の第一へ(3)②(ii)に該当するものである。

【②重点促進区域（西阿曾産業用地開発計画区域）】

（立地条件）

本区域は、中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社インターチェンジの近傍であり、国道 180 号、一般県道 271 号総社足守線等の接続もあり、中四国地方の広範囲をカバーする広域交通網のクロスポイントである。

また、周辺には、広域交通の結節点としての利便性の良さから、岡山県下最大級のマルチテナント型大型物流施設や中国地方最大の郵便・物流拠点が発地し、工業・流通施設等の土地利用の需要が高い状況が続いており、総社市都市計画マスタープランにおいては、地区計画等により産業施設の計画的な立地誘導を推進し、産業振興による雇用環境の確保を図ることとされている。

今般整備予定の食品関連物流施設は、岡山総社インターチェンジという地域特性を生かして、物流能力の効率化、受注量の拡大、雇用の創出を図る事業を実施することとしており、また、食品を中心とした物流ネットワークの拠点とすることで、地域の食品関連工場等にとっても倉庫不足の解消や輸送の効率化が図れるといった相当な経済波及効果が見込まれるものであり、当該施設の整備及び当該施設での業務の実施に起因して、周辺における市街化を促進・誘発するおそれはない。

当市は総面積の約 4%が市街化区域であり、その内工業地域系の活用は約 25%となっているが、企業立地に適した一定規模かつ整形の土地を新たに確保できない状況である。また、住居地域系の活用は約 68%となっているが、人口流入が続き、過去最大人口を更新している同市の市街化区域内で開発を実施するのは困難な状況である。

以上のことから、本区域において整備を予定する施設は、流通の結節点である岡山総社インターチェンジの近傍に立地する食品関連物流施設であり、立地条件は適当である。

（対象施設）

上記立地条件や当市が有する地域の特性及び活用戦略である「物流分野」の立地を通じた地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域において整備する以下の食品関連物流施設は、中四国における広域流通の拠点性をさらに高めるものであり、事業の性質上、流通の結節点（インターチェンジ）の近くに設置する必要がある。当市においては、インターチェンジ周辺には市街化調整区域しかないことから、市街化調整区域での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

①3 温度（常温（米、即席麺等）・冷蔵（総菜、生麺、豆腐等）・冷凍（魚肉練り製品等））対応の倉庫及び事務所

②2 温度（定温（チョコレート菓子、ワイン等）・常温（その他菓子、飲料水等））対応の倉庫及び事務所

以上のことから、当該施設は、流通の結節点である岡山総社インターチェンジの近傍に立地する食品関連物流施設であることから、基本方針の第一へ（3）②(i)に該当するものである。

【②重点促進区域（九幡工業団地地区）】

本制度による市街化調整区域に係る土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。